

第5回住まい支援の連携強化のための連絡協議会

提出資料（令和7年6月6日開催）

1、令和6年度の居住に関する研修等の報告

- ・ 第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の
居住に関する分科会テーマ・概要
- ・ ブロック別研修
- ・ 自治体・支援員向けコンサルティング

■参考資料

- ・ 第1～11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の居住に関する
分科会テーマ・企画趣旨
- ・ 第12回生活困窮者自立支援全国研究交流大会チラシ

一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワーク

代表理事 奥田知志

1, 生活困窮者自立支援全国ネットワークが実施した、令和6年度居住に関する研修等の報告

- ・第11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会(愛知県東海市)では、「居住支援」についての分科会を開催しました。
- ・ブロック別研修にて、2ブロックで「居住支援」をテーマにシンポジウムを実施しました。
- ・自治体・支援員向けコンサルティングでは、4自治体へ居住支援に関する助言・支援を行いました。

	開催地・テーマ	概要
第11回全国大会	2日目:分科会テーマ 「法改正に伴う居住支援のこれから—『居住サポート住宅』の実現に向けて」	「生活困窮者自立支援法」および「住宅セーフティネット法」の改正を受けて、支援現場はどのような可能性を持つことになるか？特に「住宅セーフティネット法」が国交省と厚生労働省の共管となったことの意義や、令和7年度から実施される「居住サポート住宅」について、厚生労働省・法務省・国土交通省の担当部署からの参加を得て、議論を深めました。大阪府から居住支援の担当者、宮城県で居住支援に取り組む団体からの事例を交えた取り組み報告があり、今後の居住支援が「生活困窮者自立支援制度」、「住宅セーフティネット制度」、さらに民間(不動産等の経済活動)など広範なプレーヤーによる「包括的支援体制」として構築される必要についても、学識者、全国の居住支援をリードしてきた支援者を交えて、議論しました。
関東・甲信越ブロック研修	2日目:シンポジウムテーマ 「居住支援の具体的方法について」	ブロック毎の企画として、令和6年度の法改正を受けて各自治体が今後居住支援に取り組んでいくために「居住支援の具体的方法について」をテーマにシンポジウムを行い、ブロック内の茨城県と神奈川県で居住支援に取り組んでいる団体から、支援の様子や事例などの報告を行い、それぞれの報告について、コーディネーターが質問する形でシンポジウムを行いました。参加者がグループに分かれて、互いに事例を出し合い、住まい支援の課題等について意見交換をしました。
中国・四国ブロック研修	2日目:シンポジウム 中国・四国ブロック研修シンポジウムテーマ 「居住支援について」	関東令和6年度の法改正を受けて各自治体が今後居住支援に取り組んでいくために「居住支援について」をテーマに、ミニ講演とシンポジウムを実施しました。居住支援が必要になってきた社会背景や今回の法改正についてのミニ講演の後、山口県と福岡県で居住支援に取り組む団体から、支援の様子や事例などの報告を行い、参加者はグループワークで居住支援に関する疑問点を出し合い、参加者全員でいくつかのグループからの質問を出し、登壇者から回答・アドバイスを受けました。全体で質疑を行いました。
自治体コンサル	コンサルの希望テーマ 「居住支援(一時生活支援)事業実施上の課題解決」	群馬県前橋市、福井県福井市、山梨県、沖縄県へ居住支援に取り組む先駆者が専門スタッフとして出向き、居住支援をどのように進めているかを事例を交えながら紹介し、各自治体が抱える課題について丁寧な聞き取りをしながら、質疑形式で助言や情報提供を行いました。自治体内の住宅部局等との庁内連携、地域との連携、近隣の自治体との連携など、様々な課題認識について、自治体と講師とで意見交換をして、それぞれの自治体がどのように取り組むべきかと助言・援助を行いました。

※全国大会:年に1度生活困窮者支援に関わる全国の支援員・行政職員・学識経験者等が一堂に会して情報交換や交流を図るための全国研修で、令和6年度11回目を迎えた。ブロック別研修:生活困窮者自立支援従事者の初任者研修として全国6ブロックで研修を実施(都道府県研修と同等の位置づけ)、自治体コンサル:各自治体で生活困窮者自立支援事業が適切に行われるように専門スタッフが助言・援助を行う(いずれも厚生労働省委託事業)

■参考資料:

第1～11回生活困窮者自立支援全国研究交流大会の居住に関する分科会テーマ・企画趣旨

回	開催地	テーマ	企画趣旨
1	兵庫	自立支援と住まい	居住は個人の生活を支え、社会の居住支援機能を取り入れる窓口です。生活を支えられる住まいの存在は人権につながります。
2	福岡	生活の基盤をどう再生するか？ 一時生活支援	住居をもたない方に一定期間、宿泊場所や衣食を提供する一時生活支援。自立した生活に向けての課題や支援方法について考えます。
3	神奈川	まずは安心して住むことから！ —これからの居住支援と 住宅確保給付一時生活支援	自立支援法における居住支援としては、住宅確保給付金と一時生活支援事業があります。両者が上手く機能しているのか検証すると共に、今後想定される居住問題を幅広く議論したいと思えます。住居確保における困難、保証人確保、家賃問題、ケアの課題、空き家活用など居住についての広範な課題を取り上げ、地域における居住支援の総合的なあり方について議論します。
4	高知	居住支援のこれから —住宅と暮らしの一体的な 支援とは	居住支援は、現在生活困窮者自立支援制度の見直しと国交省の住宅セーフティネット制度の開始など相互補完的に大きな課題となっています。居住支援のこれからについて、三つの視点から論じてもらいます。 第一にこの課題を俯瞰的に捉え、全体的な課題を確認します。第二に実践の立場からその成果と課題を報告してもらいます。第三に政策担当の立場から施策の今後についても報告してもらおうと同時に、一時生活支援事業の課題の整理を行います。後半は、シンポジウム形式で行います。
5	熊本	どうする居住支援・ 一時生活支援！	住支援は、現在最も大きな課題の一つになっています。国交省の「住宅セーフティネット法」の改正から1年が経ちました。各地で居住支援法人が誕生し、様々な取り組みが始まろうとしています。一方で登録住宅の伸び悩みなど課題も見えてきました。午前の部では、居住支援法人の今後について議論します。さらに、生活困窮者自立支援法も改正され、そこでも「居住支援の強化」が打ち出されました。しかし、具体的な中身やセーフティネット法との連携は今後の課題です。午後からは、困窮者支援における居住支援について、特に二年後に始動する予定の無料低額宿泊所の規制と新たに始まる「日常生活支援住居施設」について議論します。
6	宮城	住まいがなくては始まらない —総合力としての居住支援	800万戸の空き家があるのに住宅に入れない。拒否の理由は、「高齢」、「障害」、「病気」、「貧困」、「ひとり親」、「刑余者」などです。しかし、住宅に入れないとこれらの「課題」も解決も困難になります。居住は権利であり、住宅確保はすべての前提です。第一部で厚労省、国交省、法務省の担当者と共に議論します。午後は居住支援の課題である「連帯保証」と「死後事務等」に関して、先進事例を踏まえて議論します。 ※この分科会は全国居住支援法人協議会との共催で行います。
7	オンライン	多様な主体を「巻き込む」 居住支援	新たな住宅セーフティネット制度が始まって3年、多様な主体が居住支援に参画しはじめています。その中でも、支援者、事業者、行政、大学さらには当事者までも「巻き込む」居住支援を実践する事例を中心に、国交省、厚労省、法務省からもパネラーをお招きし、これからの居住支援と一時生活支援についてともに検討します。
8	オンライン	包括的居住支援における 一時生活支援事業等の 可能性について考える	包括的居住支援における一時生活支援事業等の可能性について考える 居住支援の必要性が増していますが、一時生活支援事業の実施率は任意事業の中で最も低い状態です。コロナ禍のもと、様々な事情で同事業を必要とする方々がおられます。同事業を含む居住支援を推進するためには、福祉と住宅の連携や関係する団体間のネットワークづくりの推進が必須です。一時生活支援事業の必要性を共有し、地域の居住支援を充実させるためのネットワークづくりについて学びます。
9	オンライン	包括的居住支援と 一時生活支援・ 地域居住支援事業 のあり方を考える	全世代において「住まいの不安定」の問題となっています。ホームレス対策にとどまらず、居住支援のあり方が問われています。住宅分野政策との連携の在り方、一時生活支援事業と地域居住支援事業の今後、24時間365日対応可能受け皿、居住支援の総合窓口、居住に関するケアマネージメント、人材育成、サードプレイス、つながりや社会参加等論点は尽きない。生活困窮者自立支援法の改正を見据えつつ、これからの包括的居住支援について議論します。
10	北海道	居住支援事業を起点に 地域の居住支援ネットワーク を構築しよう	全世代型社会保障構築会議において「住まい」の支援の重要性が指摘されました。居住支援機能等のあり方に関する検討会において居住支援のさらなる充実の方向性が議論されています。居住支援事業（一時生活支援事業・地域居住支援事業）は新たな住宅セーフティネット制度とともに居住支援の核となる事業です。実施はもちろぬ、居住支援事業を起点として地域の居住支援ネットワークを構築することも視野に入れ、居住支援のこれからを検討します。
11	愛知	法改正に伴う居住支援のこれから —「居住サポート住宅」の実現 に向けて	本年通常国会において「生活困窮者自立支援法」および「住宅セーフティネット法」がそれぞれ改正されました。今回の改正を受けて支援現場はどのような可能性を持つことになるのでしょうか。特に「住宅セーフティネット法」が国交省と厚労省の共管となったことの意義や、令和7年度から実施される「居住サポート住宅」について議論を深めます。今後の居住支援が「生活困窮者自立支援制度」、「住宅セーフティネット制度」、さらに民間（不動産等の経済活動）など広範なプレーヤーによる「包括的支援体制」として構築される必要についても議論します。

生活困窮者自立支援全国ネットワーク

第12回 生活困窮者自立支援 全国研究交流大会

2025年

In滋賀

全国の生活困窮者自立支援に携わる支援員、行政職員、学識経験者等が1000人規模で参加し、地域や職種の違いを超えて、今ある課題の解決に向けて議論し、支援員同士が交流をはかり、最前線の取り組みなどを学びあう場となっています。2025年度は滋賀県大津市で開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

◎ **日時:11月8日(土)～9日(日)**

全体会 11月8日(土)PM

●基調講演

●シンポジウム等

※全体会後大懇親会(希望者のみ。参加費別。)

分科会 11月9日(日)AM・PM

◎ **場所:滋賀県大津市**

全体会:びわ湖ホール

分科会:龍谷大学 瀬田キャンパス

◎ **参加費:5,000円(税込) ※予定**

◎ **開催方法:現地とオンライン併用**

<問い合わせ先>

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

事務局長 行岡 みち子 事務局次長 池田 昌弘

TEL:03-3232-6131

FAX:092-481-7886

MAIL:info@life-poor-support-japan.net

※詳細のご案内は、2025年9月頃を予定しています。

生活困窮者
自立支援
全国ネット
ワークHP
はこちら



困窮者支援
情報サイト
はこちら



びわ湖ホール



琵琶湖ホールから望む琵琶湖



日吉大社 (大津市)



三井寺 (大津市)



琵琶湖大橋、琵琶湖の秋

